

## 登 載 依 頼

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月16日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和60年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中各号を次のように改める。

- (1) 不服申立ての年月日
- (2) 不服申立人の氏名、住所及び生年月日
- (3) 不服申立人が処分を受けた当時の所属及び職名
- (4) 不服申立人の現在の所属及び職名
- (5) 処分庁名
- (6) 処分の内容及び処分の年月日
- (7) 処分があったことを知った年月日
- (8) 請求する審理の方法
- (9) 法第49条第1項又は第2項に規定する処分の事由を記載した説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日又は処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- (10) 不服申立ての趣旨及び処分に対する不服の具体的理由

第11条の次に次の1条を加える。

(手続の承継)

第11条の2 不服申立人が死亡したときは、相続人は、書面で、人事委員会に対し、不服申立手続の承継を届け出なければならない。この場合において、届出書には、承継の事由を証明する書面を添付しなければならない。

2 前項の規定による届出書が提出されるまでの間に不服申立人にあててされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。

3 不服申立手続の承継をした相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人に対する通知その他の行為は、その全員に対してなされたものとみなす。

第15条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 審理機関は、不服申立人が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができる。

第16条の見出し中「答弁書」を「答弁書等」に改め、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 当事者は、答弁書又は反論書に、必要と認める資料を添付することができる。

同条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

第41条第1項第1号中「実益のないとき」を「実益がないとき」に改める。

第45条第3項第1号中「及び住所」を「、住所及び生年月日」に改める。

第45条第3項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 再審を請求する年月日

第49条の次に次の1条を加える。

第49条の2 当事者は、次に掲げるものを除くほか、この規則の規定に基づき提出しなければならない書面を、ファクシミリを利用して提出することができる。ただし、人事委員会又は審理機関が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(1) 代理人選任届出書及び代理人解任届出書

(2) 不服申立書

(3) 不服申立書記載事項変更届出書

(4) 不服申立取下書

(5) 第11条の2第1項の届出書

(6) 審理方法変更申出書

(7) 口述書

(8) 再審請求書

2 前項各号に掲げるものを除くほか、当事者がこの規則の規定に基づき提出しなければならない書面は、当該書面を作成した者の押印を要しない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

不服申立人氏名

印

又は処分庁名

年 月 日付け処分に係る不服申立事案について、下記のとおり代理人を選任したので届け出ます。

記

氏 名	住 所	職 業
代理権の範囲		

- (注) 1 代理人の資格を証明する書面を添付すること。  
 2 不服申立人が不服申立ての取下げを特に委任するときは、その旨を代理権の範囲の欄に記載すること。  
 3 職業の欄は、代理人が地方公務員である場合には、所属及び職名を記載すること。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

代理人解任届出書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

不服申立人氏名

印

又は処分庁名

年(人不)第 号事案について、下記の代理人を解任したので届け出ます。

記

氏 名	住 所	職 業
代理権の範囲		

(注) 職業の欄は、代理人が地方公務員である場合には、所属及び職名を記載すること。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第6条関係）

不 服 申 立 書			
年 月 日			
熊本県人事委員会 様			
不服申立人氏名			印
地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。			
不 服 申 立 人	氏 名		生年月日 年 月 日
	住 所	電話番号 ( )	
	処分を受けた当時の所属及び職名		
	現在の所属及び職名		
処 分 庁 名			
処 分 の 内 容			
処 分 の 年 月 日		年 月 日	
処分があったことを知った年月日		年 月 日	
審 理 の 方 法		1 書面審理 2 非公開口頭審理 3 公開口頭審理	
処分説明書を受領した年月日又は処分説明書が交付されなかった経緯			
不 服 申 立 て の 趣 旨			
処分に対する不服の具体的理由		別紙のとおり	
(注) 1 審理の方法欄は、希望する方法の番号を○で囲むこと。 2 不服申立書には、処分説明書の写しを添付すること。 3 不服申立書には、必要と認める資料を添付することができる。			

別記第4号様式中「殿」を「様」に、「㊟」を「印」に改める。  
別記第5号様式を次のように改める。

## 別記第5号様式(第7条関係)

## 不 服 申 立 取 下 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

不服申立人 氏 名 印  
住 所  
所属及び職名

下記についての不服申立てを取り下げます。

## 記

事 案 番 号	年 (人 不) 第 号	
事案番号が通知されていない場合	不服申立ての年月日	年 月 日
	処 分 の 年 月 日	年 月 日
	処 分 の 内 容	

(注) 「事案番号が通知されていない場合」の欄は、不服申立書に記載した内容を記載すること。

別記第6号様式中「殿」を「様」に、「㊤」を「印」に改める。  
別記第7号様式中「殿」を「様」に改め、「㊤」を削り、「答弁書について」を「答  
弁書の提出について」に改める。  
別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第16条関係)

反 論 書

年 月 日

熊本県人事委員会  
審 理 機 関 様

不服申立人 氏名

年 月 日付け人委第 号で反論書の提出について要求があ  
った 年(人不)第 号事案に係る処分庁の答弁に対し、下記  
のとおり反論します。

記

- (注) 1 反論書の内容は具体的、かつ、詳細に記載のこと。  
2 反論書には、必要と認める資料を添付することができる。

別記第9号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」及び「を準備」を削る。  
別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式(第27条関係)

証 人 申 出 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様  
審 理 機 関

不服申立人氏名  
又は処分庁名

年(人不)第 号事案について、別紙のとおり証人尋問の申出をします。



別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第27条関係)

書 証 申 出 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様  
審 理 機 関

不服申立人氏名  
又は処分庁名

年(人不)第 号事案について、別紙のとおり書証の申出を  
します。

別紙

番 号	文 書 の 表 示	作 成 者 名	作 成 年 月 日	証 明 す べ き 事 実

(注) 1 番号は、不服申立人提出の書証にあっては甲号証とし、処分庁提出の書証にあっては乙号証とし、それぞれ一連番号を付すこと。  
2 文書の表示は、文書の名称等を具体的に記載すること。

別記第12号様式中「㊤」を「印」に改める。  
 別記第13号様式中「殿」を「様」に、「㊤」を「印」に改める。  
 別記第14号様式を次のとおり改める。

別記第14号様式（第45条関係）

再 審 請 求 書			
年 月 日			
熊本県人事委員会 様			
再審請求者氏名			印
年（人不）第		号事案の裁決につき、下記のとおり再審の請求をします。	
記			
再 審 請 求 者	ふり 氏 名		生年月日
	がな 名		年 月 日
	住 所		
現在の所属 及び職名			
裁 決 の 主 文			
裁決があったことを 知った年月日		年 月 日	
再 審 を 請 求 す る 理 由			

（注） 再審を請求する理由欄には、不利益処分についての不服申立てに関する規則第45条第1項の各号との関係を明示し、かつ、できるだけ詳細に記載すること。

なお、この場合において、余白がないときは、別紙を用いること。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条中「措置の要求をしようとする職員」を「措置の要求をする職員」に、「要求すべき職員」を「要求事項」に、「措置の要求をしようとする理由」を「要求する理由」に改める。

第3条中「要求すべき措置」を「要求事項」に改める。

別記第1号様式中「殿」を「様」に、「㊟」を「印」に、「要求すべき措置」を「要求事項」に、「措置の要求をしようとする理由」を「要求する理由」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「㊟」を「印」に、「年月日に」を「年月日付で」に改め、「記」の欄は、「」を削り、「要求すべき措置」を「要求事項」に改め、「記」の欄に、「」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 熊本県エイズ対策会議公告第1号

平成15年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年2月16日

熊本県エイズ対策会議  
座長 松下 修 三

- 1 開催日時  
平成16年2月17日(火)  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁舎新館 健康福祉部聴聞室
- 3 議題  
(1) エイズの現状及びエイズ対策について  
(2) 平成16年度のエイズ対策事業について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県エイズ対策会議事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班)  
(電話 096-383-1111 内線 7082)

